

釧路市子育て家庭支援ガイドブック協働発行业 仕様書

1 事業概要

子育てに関する各種手当や制度、保育所・幼稚園等に関する情報等を掲載する「釧路市子育て家庭支援ガイドブック」（以下、「ガイドブック」という。）を企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、釧路市（以下、「市」という。）が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働で発行する。

2 ガイドブック概要

規 格：A5判・縦サイズ

ページ数：70～80ページ

色：フルカラー

広 告：30%以下（全紙面に占める割合）

紙 質：表紙 コート紙<86.5>A判、157g/m²相当

本文 上質紙<35>A判、64g/m²相当

製 本：無線綴じ

発行日：（1）令和9年3月末

（2）令和10年3月末

（3）令和11年3月末

配布期間：それぞれ発行日から1年間（なお、発行前には情報の更新を行うものとする。）

発行部数：5,200部/年

納品先：こども保健部こども支援課（電子データも併せて納品）

掲載内容：（1）子ども・子育てに関する特集

（2）釧路市内における子育て関連情報（保育所、幼稚園等、医療機関、子育てサークル等）

（3）行政支援制度、事業（各種手当、サポート事業等）

（4）企業広告

※基本的に前年度のガイドブックの内容に加除、修正を行うものとし、その他は市と事業者で協議の上、決定する。

配布先：出生届や子育て世帯の転入届時、保育所および幼稚園児童、市役所等（子育て関連の行政施設等）の窓口等

3 編集等の条件

- (1) 市は、事業者に電子データおよび手書き原稿でガイドブックの制作に必要な情報（広告を除く。）を提供する。
- (2) 事業者は、ガイドブックの企画・編集、印刷・製本及び納品並びに広告主への配付を行うものとし、その際、市と十分協議し承認を得なければならない。
- (3) 特集ページについては、市は内容や画像を事業者に提供し、事業者は提供されたものをもとにデザインしてページを編集すること。
- (4) 完成したガイドブックは、データ化等して web 配信できるようにすること。

4 作成経費

ガイドブックの企画・編集、印刷・製本及び広告主への配付など、ガイドブックの発行に要する全ての費用は、事業者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

5 広告

- (1) 事業者は、ガイドブックの誌面に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。
- (2) 広告主の募集・広告制作は事業者が行うものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲で、市内事業者等に向けた事業周知を行う。
- (3) 誌面へ掲載する広告の内容等については、釧路市広告事業実施要綱および広告掲載等基準の規定を遵守しなければならない。市は、広告掲載前に審査を行うものとする。
- (4) 市は、広告内容の修正又は広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業に要する経費は事業者の負担とする。